

第1章 評価の方法等

1 評価の目的

「科学技術基本計画」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき、公正かつ透明性のある研究評価を行い、評価結果を研究活動、研究体制の整備・運営等に的確に反映することを目的とする。

2 評価の対象

平成30年度開始予定の研究課題のうち、個別に予算要求を行う研究課題についての事前評価を評価対象とした。平成29年7月の分科会の評価対象となった研究課題は、7課題である。

第一部会（事前評価）

- ・下水道管路を対象とした総合マネジメントに関する研究
- ・氾濫ブロックに着目した水害リスク低減方策に関する研究
(評価時課題名：減災推進のための氾濫リスク情報の活用に関する研究)
- ・大規模地震に起因する土砂災害のプレアナリシス手法の開発

第二部会（事前評価）

- ・建築物の外装・防水層の長寿命化改修に資する既存RC部材の評価技術の開発
- ・ライフステージに即したバリアフリー効果の見える化手法の確立
- ・緑地等による都市環境改善効果の定量的評価手法に関する研究

第三部会（事前評価）

- ・大規模地震時の港湾施設の即時被害推定手法に関する研究

3 評価の視点

平成30年度開始予定の新規課題について、必要性、効率性及び有効性の観点から、事前評価を行った。

- 【必要性】 科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、目的の妥当性等
- 【効率性】 計画・実施体制の妥当性等
- 【有効性】 新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の育成等

4 研究評価委員会分科会の開催

専門的視点からの評価を行うため、各分野の専門家で構成された国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会を開催することとし、第1回、第2回分科会を平成29年7月11日、第3回分科会を平成29年7月26日に開催した。また、事前意見を伺うため、欠席の委員には事前に担当部会の資料を送付した。なお、分科会の前に国土技術政策総合研究所研究評価所内委員会を開催し、評価対象課題について、研究所として自己点検を行っている。

研究評価委員会分科会は、「国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則」に基づき、以下の構成となっている。

第一部会	主査	古米 弘明	東京大学教授
	委員	岡本 直久	筑波大学教授
	委員	鼎 信次郎	東京工業大学教授
	委員	執印 康裕	宇都宮大学教授
	委員	菅原 正道	(一社)建設コンサルタンツ協会技術委員会委員長 パシフィックコンサルタンツ(株)取締役 戦略企画 統括部長
	委員	関本 義秀	東京大学准教授
	委員	高野 伸栄	北海道大学教授
	委員	田村 圭子	新潟大学教授
	委員	西村 修	東北大学教授
	第二部会	主査	大村 謙二郎
委員		伊香賀 俊治	慶應義塾大学教授
委員		定行 まり子	日本女子大学教授
委員		清野 明	(一社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会 副委員長 三井ホーム(株)技術研究所管事
委員		長谷見 雄二	早稲田大学教授
委員		藤田 香織	東京大学准教授
第三部会	主査	兵藤 哲朗	東京海洋大学教授
	委員	岩波 光保	東京工業大学教授
	委員	喜多 秀行	神戸大学教授
	委員	中野 晋	徳島大学教授
	委員	野口 哲史	(一社)日本理立浚渫教会技術委員会委員長 五洋建設(株) 取締役 土木本部長
	委員	二村 真理子	東京女子大学教授
	委員	横木 裕宗	茨城大学教授

(平成29年7月現在、主査以外五十音順・敬称略)

第1回分科会（平成29年7月11日）の評価担当部会は第一部会であり、古米主査と岡本、執印、菅原、関本、西村委員の各委員にご出席いただいた。

第2回分科会（平成29年7月11日）の評価担当部会は第二部会であり、大村主査と定行、清野、長谷見、藤田委員の各委員にご出席いただいた。

第3回分科会（平成29年7月26日）の評価担当部会は第三部会であり、兵藤主査と岩波、中野、野口、二村、横木委員の各委員にご出席いただいた。

5 評価の進め方

平成29年度の分科会では、以下のように評価を進めることとした。

- (1) **2 評価の対象**については、研究課題が主に対象とする分野に応じて、第1～3回分科会に分けて評価を行う。
- (2) 主査及び各委員から意見をいただくとともに、欠席の委員から事前に伺っている意見を紹介する。また、事前評価について評価シートにご記入いただく。
- (3) 会議当日の審議内容、事前意見及び評価シートの指標集計結果に基づき、主査が総括を行う。

<分科会委員が評価対象課題に参画している場合等の対応について>

評価対象課題のうち、当該部分の評価は行わないこととする。また、主査が評価対象課題に参画している場合には、当該部分の評価を行う間、予め委員長が他の委員から指名する委員が、主査の職務を代理することとする。（該当なし）

6 評価結果のとりまとめ

評価結果は、審議内容、評価シートに基づき、主査の責任においてとりまとめられた。

7 評価結果の公表

評価結果は、本資料及び国総研ホームページにて公表することとした。また、議事録については国総研ホームページにて公開し、議事録における発言者名については、「主査」、「委員」、「事務局」等として表記することとした。